

石狩川流域下水道組合告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、平成31年度及び平成32年度において、石狩川流域下水道組合（以下「組合」という。）が発注する工事又はその他の契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成31年1月18日

石狩川流域下水道組合
組合長 前田 康吉

第1 資 格

1 基本的資格要件

組合が発注する契約に係る競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (2) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、審査基準日の前日までに納期限の到来しているものに限る。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者。

2 審査基準日

資格審査の基準日は、平成31年1月1日（建設工事の請負契約にあつて、事業の経験又は従事年数については平成30年10月1日）とする。

3 契約の種類による資格要件等

- (1) 工事の請負契約（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）に規定する5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業）に係る契約）

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 審査基準日現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

イ 前記アに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けており、かつ、その結果通知の基準日（決算日）が申請をする日の1年7か月前の日以降のものであること（「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」のいずれも加入している又は適用除外とされている場合は申請を行うことができる。）。また、経営事項審査にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評点値（P点）の通知を受けていること。

ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、上記アに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(2) 役務の提供等に係る契約

次に掲げる役務の提供等に係る契約についての競争入札参加資格者は、各種契約に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

① 下水道施設維持管理業務に係る契約

ア 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第5条に基づき登録を受けていること。

イ 日本下水道事業団法施行令第4条第1項の第三種技術検定に合格した者を有していること。

ウ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に売上高を有していること。

② 産業廃棄物運搬処理業務及び産業廃棄物処理業務に係る契約

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の1第1項及び第6項に該当する何れかの業務の許可を受けた者であること。

イ 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

③ コンサルタント業務等に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上事業を営んでいること。

イ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 物品等の購入及び賃貸借に係る契約

① 物品等の購入に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に売上高を有していること。

② 物品等賃貸借に係る契約

ア 審査基準日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に売上高を有していること。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、3に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

5 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年度及び平成32年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）に規定する者になったとき。
- (2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (3) その他第1の3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (4) 当該資格審査の申請において、虚偽の申請が確認されたとき。

第3 資格審査の申請の時期、方法及び提出書類等

1 申請の時期

- (1) 申請の時期は、平成31年2月1日から平成31年2月15日までとする。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。
- (2) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合については、上記(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。

2 申請方法及び受付場所

- (1) 申請には、次に掲げる提出書類を作成し、直接、提出又は郵送等によるものとする。
なお、郵送等による場合は、申請時期の消印に限り有効とする。
- (2) 受付場所 〒079-0315 空知郡奈井江町字茶志内10番地
石狩川流域下水道組合奈井江管理センター 3階 事務室
- (3) 受付時間 午前9時00分から午後4時30分まで

3 提出書類

- (1) 工事の請負契約及び役務の提供等に係る契約の場合
 - ① 申請書類は、原則として社団法人北海道土木協会発行の市町村統一様式とし、その記載方法について「平成31・32年度北海道内市町村の入札参加資格審査申請の手引き」による。
 - ② その他の添付書類（複写可）
 - ア 納税証明書（申請日前3ヶ月以内のものに限る。）
 - (ア) 国税 ～・申請者が法人の場合は「納税証明書その3の3」
・申請者が個人の場合は「納税証明書その3の2」
 - (イ) 都道府県税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等）の所在地の都道府県が発行する納税証明書
 - (ウ) 市町村税 ～・申請者（契約に関する権限を代理人に委任する場合は、受任者となる支店等、連絡先がある場合は、その連絡先となる営業所等）の所在地の市区町村が発行する納税証明書（東京都の場合は都税事務所が発行する証明書）

- イ 申請をする契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類
- ウ 委任状（代理人を選任した場合）
- エ 暴力団等の排除に関する誓約書（石狩川流域下水道組合独自様式による）

（２） 物品等の購入及び賃貸借に係る契約の場合

① 申請書は、石狩川流域下水道組合独自様式による。

② その他の添付書類（複写可）

ア 納税証明書（申請日前３ヶ月以内のもの）

上記（１）の②のアと同様

イ 商業登記簿謄本（個人の場合は、申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する身分証明書。申請日前３ヶ月以内のもの）

ウ 委任状（代理人を選任した場合）

エ 申請をする契約の種類による資格要件等に関し必要とされる許可、認可等又は登録若しくは届出を証する書類

オ 暴力団等の排除に関する誓約書（石狩川流域下水道組合独自様式による）

４ 資格審査の再申請

（１） 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その都度、資格審査の再申請を行わなければならない。

ア 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合

ウ 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合

（２） 上記（１）の再申請は、組合の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。